

第48回 定時株主総会招集ご通知



開催
日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時(午前9時受付開始)

開催
場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー 28階 会議室

議決権
行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時45分まで



**議決権行使が
簡単になりました!**

議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取るだけで、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



当社第48回定時株主総会を6月28日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第48期（2022年4月～2023年3月）の事業の概要につき、ご説明いたしますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長 兼 CEO **上田 富三**

代表取締役社長 兼 COO **篠崎 俊明**

企業理念

私たち アドソル日進は、
高付加価値サービスの創造・提供を通じて
お客様の満足と豊かな社会の発展に貢献します

経営理念

- 一. 私たちは お客様に「魅力と満足」を提供します。
- 一. 私たちは 健全な経営を通じて「伝統と信頼」を築きます。
- 一. 私たちは 創意と熱意により「事業と業務の革新」に挑戦します。
- 一. 私たちは 「技術と能力」を磨きチームワークで総合力を発揮します。
- 一. 私たちは 「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します。

目次

招集ご通知

第48回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役8名選任の件	6
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	14

事業報告

I 企業集団の現況	16
II 株式の状況	25
III 新株予約権等の状況	26
IV 会社役員の状況	28
V 会計監査人の状況	34
VI 剰余金の配当等の決定に関する基本方針	35
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	※

連結計算書類

連結貸借対照表	36
連結損益計算書	37
連結株主資本等変動計算書	※
連結注記表	※

計算書類

貸借対照表	38
損益計算書	39
株主資本等変動計算書	※
個別注記表	※

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	40
計算書類に係る会計監査報告	43
監査役会の監査報告	46

※本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず株主の皆さまに電子提供措置事項から、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当該事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。当該事項は、次頁記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

証券コード 3837
(発送日) 2023年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月6日

株 主 各 位

東京都港区港南四丁目1番8号
アドソル日進株式会社
代表取締役会長兼CEO 上田 富三

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご確認くださいませようご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.adniss.jp/ir/stock/soukai.html>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「第48回定時株主総会」の欄にて、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3837/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アドソル日進」又は「コード」に当社証券コード「3837」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー 28階 会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第48期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

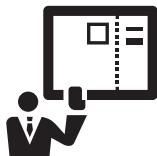
決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

(その他のご案内)

- ◎議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項を記載した書面を一律でお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、前頁記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部ではありません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号議案

- 賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 反対する場合 >> [否] の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 全員反対する場合 >> [否] の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> [賛] の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

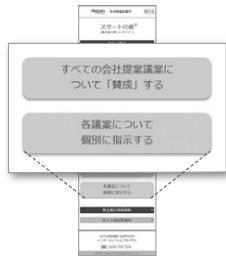
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

スマート行使後に議決権行使内容を変更する場合は、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いします。

※右記のご案内に従ってログインし、入力してください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

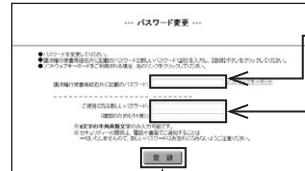
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

【機関投資家の皆さまへ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要な課題の一つと考え、持続的な安定配当に留意するとともに、今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当については、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金 銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金20円 総 額 186,267,440円

(注) 2022年12月に中間配当金として1株につき18円をお支払いいたしましたので、当事業年度の年間配当金は「1株につき38円」となります。

剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月29日
----------------	------------

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位及び担当
1	うえ だ とみ ぞう 上 田 富 三	再任	代表取締役会長 兼 CEO
2	しの ざき とし あき 篠 崎 俊 明	再任	代表取締役社長 兼 COO
3	おお にし はじめ 大 西 元	再任	常務取締役
4	てら むら のり かず 寺 村 知 万	再任	取締役
5	みね の ひろ し 峰 野 博 史	再任 社外 独立	社外取締役
6	さか もと す が 坂 本 す が	再任 社外 独立	社外取締役
7	ひろ た こう いち 廣 田 耕 一	再任 社外 独立	社外取締役
8	たか み ざわ のぶ しげ 高見澤 将 林	再任 社外 独立	社外取締役

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
1	うえだ とみぞう 上田 富三 (1951年9月19日) [所有する当社の株式数] 138,800株	1974年4月 竹菱電機(株) (現(株)たけびし) 入社 1978年7月 紀陽コンピュータシステム(株)設立 代表取締役 1989年12月 (株)スターリングシステム常務取締役 1991年11月 日本インフォメーション・エンジニアリング(株) (現(株)SCSK) 入社 2004年2月 当社入社 2004年4月 当社F&Bソリューション事業部長 2004年6月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役 2010年4月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役役会長兼CEO (現任)
再任		【取締役候補者としての選任理由】 上田 富三氏は、2010年より代表取締役社長を務め、当社の業績拡大を牽引してきた実績と、経営における豊富な経験、幅広い知見を有し、2021年からは代表取締役役会長兼CEOとして、経営の重要項目の決定及び業務執行に対する監督など、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。今後もこれらの経験や実績を当社の経営に生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
2	しのざき としあき 篠崎 俊明 (1966年6月12日) [所有する当社の株式数] 37,200株	1989年4月 当社入社 2010年7月 当社I&Cソリューション事業部長 2012年4月 当社エンジニアリング・ソリューション事業部長 2013年4月 当社社会システム事業部長 2015年6月 当社取締役社会システム事業部長 2018年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社専務取締役 2021年6月 当社代表取締役社長兼COO (現任)
再任		【取締役候補者としての選任理由】 篠崎 俊明氏は、当社のシステム開発事業全般についての豊富な経験と幅広い知見を有し、当社の業績拡大に大きく貢献するとともに、2021年からは代表取締役社長兼COOとして、事業全般において、強い指導力を発揮するなど、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。今後もこれらの経験や実績を当社の経営に生かし、事業拡大に向けて優れたリーダーシップの発揮が期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況
3 再任	おにし 大西 元 (1959年4月4日) [所有する当社の株式数] 2,600株	<p>1982年 4月 松下電工(株) (現パナソニックホールディングス(株)) 入社</p> <p>1999年 2月 松下電工インフォメーションシステムズ(株) (現パナソニックインフォメーションシステムズ(株)) 入社</p> <p>2008年 4月 同社執行役員東京支社長兼ソリューション営業本部長</p> <p>2009年 4月 同社執行役員営業本部長</p> <p>2013年 4月 同社執行役員ソリューションビジネス本部副本部長 兼サービスビジネス本部副本部長</p> <p>2014年 6月 同社取締役ソリューションビジネス本部長</p> <p>2015年10月 同社常務取締役</p> <p>2016年 4月 同社専務取締役</p> <p>2020年 3月 当社入社</p> <p>2020年 4月 当社IoTソリューション本部長</p> <p>2020年 6月 当社常務取締役 (現任)</p>
		<p>【取締役候補者としての選任理由】</p> <p>大西 元氏は、事業会社の営業・ソリューション部門の責任者や取締役を歴任するなど、経営における豊富な経験と幅広い知見を有し、2020年からは常務取締役として、当社の中核事業の一つであるソリューション事業を牽引するなど、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。今後もこれらの経験や実績を当社の経営に生かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況
4 再任	てらむら のりかず 寺村 知万 (1961年11月8日) [所有する当社の株式数] 50,011株	<p>1991年 1月 当社入社</p> <p>2003年 4月 当社関西支社営業部長</p> <p>2005年 4月 当社関西支社副支社長</p> <p>2007年 4月 当社業務部長</p> <p>2009年 4月 当社執行役員業務部長</p> <p>2014年10月 当社人事管理部長</p> <p>2018年 4月 当社総務人事部長</p> <p>2019年 4月 当社管理本部副本部長</p> <p>2020年 4月 当社管理本部長</p> <p>2022年 6月 当社取締役管理本部長 (現任)</p>
		<p>【取締役候補者としての選任理由】</p> <p>寺村 知万氏は、経理、総務、人事部門における、豊富な経験と幅広い知見を有し、2022年からは管理業務担当の取締役として、業務効率化や社内の組織改革、内部統制強化を推進するなど、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。今後もこれらの経験や実績を当社の経営に生かし、管理業務全般の業務革新や内部統制の強化に対する貢献が期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況
5	峰野 博史 <small>（1974年12月11日）</small> <small>〔所有する当社の株式数〕 2,500株</small>	1999年 4 月 日本電信電話(株)入社 2002年10月 静岡大学情報学部助手 2007年 4 月 静岡大学情報学部助教 2011年 4 月 静岡大学情報学部准教授 2013年 4 月 静岡大学大学院情報学研究科准教授 2014年 6 月 当社社外取締役（現任） 2015年 4 月 静岡大学大学院情報学領域准教授 2018年 4 月 静岡大学大学院情報学領域教授（現任）
	【社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要】 峰野 博史氏は、大学院情報学領域／グリーン科学技術研究所の教授、研究者として、情報通信技術及びAI分野における最先端の技術動向に精通するなど、卓越した知見や幅広い見識を有しており、当社の取締役会において、独立した立場から積極的な助言・提言をいただいております。今後も、特に情報通信技術やAI分野を中心に、専門的な視点から当社の事業に有益な指導をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。	
再任		
社外		
独立		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況
6	坂本 すが <small>（1949年7月7日）</small> <small>〔所有する当社の株式数〕 2,800株</small>	1972年 4 月 和歌山県立医科大学付属病院入職 2007年 4 月 日本看護系大学協議会監事 2007年10月 日本医療マネジメント学会（現特定非営利活動法人日本医療マネジメント学会）理事（現任） 2009年 4 月 国際厚生事業団理事 2009年 4 月 一般社団法人日本看護管理学会理事 2009年12月 厚生労働省中央社会保険医療協議会専門委員 2011年 6 月 公益社団法人日本看護協会会長 2012年 4 月 和歌山県公立大学法人評価委員会委員（現任） 2016年12月 一般社団法人日本看護業務研究会副理事（現任） 2017年 6 月 東京医療保健大学副学長（現任） 2018年 6 月 当社社外取締役（現任） 2021年 3 月 一般社団法人日本看護管理学会理事長
	【社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要】 坂本 すが氏は、医療、看護分野の第一線において要職を歴任するなど、豊富な経験や実績、幅広い見識を有しており、当社の取締役会において、独立した立場から積極的な助言・提言をいただいております。今後も、特にメディカル・ヘルスケア分野を中心に、専門的な視点から当社の事業に有益な指導をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。	
再任		
社外		
独立		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">7</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px auto;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px auto;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 2px auto;">独立</div>	<p style="text-align: center;">ひろた こういち 廣 田 耕 一 (1961年7月1日)</p> <p style="text-align: center;">[所有する当社の株式数] 1,000株</p>	<p>1984年 4 月 警察庁入庁 1999年 4 月 警察庁情報通信局技術対策課理事官 2001年 1 月 内閣官房情報セキュリティ対策推進室副室長・内閣参事官 2006年10月 警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当） 2007年 8 月 愛媛県警察本部長 2013年 2 月 警察庁交通局交通企画課長 2014年 1 月 警視庁交通部長 2015年 7 月 東京都青少年・治安対策本部長 2017年 8 月 警察大学校警察政策研究センター所長 2018年 1 月 大阪府警察本部長 2019年 5 月 日本生命保険相互会社顧問 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） 2020年10月 アルビ株式会社特別顧問（現任）</p>
		<p>【社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要】 廣田 耕一氏は、主に警察行政の第一線において要職を歴任するなど、豊富な経験や実績、幅広い見識を有しており、当社の取締役会において、独立した立場から積極的な助言・提言をいただいております。今後も、主に情報セキュリティ及び危機管理の分野を中心に、専門的な視点から当社の事業に有益な指導をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">8</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div>	<p style="text-align: center;">たかみざわ のぶしげ 高見澤 将林 (1955年9月4日)</p> <p style="text-align: center;">[所有する当社の株式数] 200株</p>	<p>1978年 4 月 防衛庁入庁 1993年 7 月 防衛庁長官官房企画官 1994年 8 月 米国国防総合大学客員研究員（米国・ワシントン在勤） 1997年 7 月 内閣官房内閣審議官（内閣安全保障室） 2004年 7 月 防衛庁長官官房審議官兼情報本部副本部長 2005年 8 月 防衛施設庁横浜防衛施設局長 2007年 9 月 防衛省運用企画局長 2008年 1 月 防衛省防衛政策局長 2011年 8 月 防衛省防衛研究所長 2013年 7 月 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当） 2014年 1 月 国家安全保障局次長併任 2015年 1 月 内閣サイバーセキュリティセンター長併任 2016年12月 軍縮会議日本政府代表部特命全権大使（スイス・ジュネーブ在勤） 2020年 4 月 東京大学公共政策大学院客員教授（現任） 2022年 6 月 当社社外取締役（現任）</p>
	<p>【社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>高見澤 将林氏は、主に外交、防衛分野の行政機関において要職を歴任するなど、豊富な経験や実績、幅広い見識を有しており、当社の取締役会において、独立した立場から積極的な助言・提言をいただいております。今後も、特にグローバル経営や情報セキュリティ分野を中心に、専門的な視点から当社の事業に有益な指導をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 峰野博史氏、坂本すが氏、廣田耕一氏及び高見澤將林氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、峰野博史氏、坂本すが氏、廣田耕一氏及び高見澤將林氏を(株)東京証券取引所の定めに
基づく独立役員として届け出ております。峰野博史氏、坂本すが氏、廣田耕一氏及び高見澤將林氏の
4氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き4氏を独立役員とする予定であります。
3. 峰野博史氏、坂本すが氏、廣田耕一氏及び高見澤將林氏は、現在、当社の社外取締役であります
が、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、峰野博史氏は9年、坂本すが氏は5年、
廣田耕一氏は4年、高見澤將林氏は1年となります。
4. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるように、会社法第427条第1項の規定に
基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができ
る旨を定款に規定しております。
当社は、峰野博史氏、坂本すが氏、廣田耕一氏及び高見澤將林氏との間で当該契約を締結しており、
4氏の再任が承認された場合は、4氏との当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれ
か高い額とします。
- ② 責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ
重大な過失がないときに限ります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、
被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受
けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。
本議案の候補者は、既に当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合は、引き続き
被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しておりま
す。

(参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス

第2号議案が原案のとおり可決されますと、当社の役員の構成及びその有する主な知見や経験は次のとおりであります。

氏名	当社における地位及び担当 (予定)	経営 経営戦略	グローバル 国際事業	法 務 ガバナンス	経理・財務 ファイナンス	人事・労務 組 織	研究開発 (R&D)	生産技術 品 質	D X I C T	医 療 ヘルスケア	サイバー セキ ュイ ティ
上 田 富 三	代表取締役会長 兼 CEO	○	○	○	○	○		○	○		○
篠 崎 俊 明	代表取締役社長 兼 COO	○				○	○	○	○	○	
大 西 元	常務取締役	○	○			○	○	○	○		○
寺 村 知 万	取締役	○		○	○	○					
峰 野 博 史	社外取締役	○					○		○		
坂 本 す が	社外取締役	○				○				○	
廣 田 耕 一	社外取締役	○		○		○					○
高見澤 将 林	社外取締役	○	○	○		○					○
後 関 和 浩	常勤監査役	○		○	○	○		○			
大 滝 義 衛	社外監査役	○	○	○	○				○	○	
遠 藤 宏	社外監査役	○	○	○	○	○	○	○	○		○

(注) 上記は、各取締役・監査役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開始される時までとします。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;"> <small>きだ</small> 木田 <small>みのる</small> 稔 (1970年7月30日) </p> <p style="text-align: center;"> [所有する当社の株式数] 0株 </p>	<p>1993年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所入所 2003年8月 南カリフォルニア大学MBAプログラム卒業 2004年1月 公認会計士・税理士木田事務所所長（現任） 2006年12月 監査法人グラヴィタス代表社員（現任） 2013年7月 日本公認会計士協会本部理事 2019年3月 オプテックスグループ(株)社外取締役監査等委員（現任）</p> <p>【補欠の社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】 木田 稔氏は、監査法人グラヴィタスの代表社員として、国際的な監査・会計の業務にも精通し、上場会社の監査責任者も務めていることから、経験、知識も豊富であり、監査体制の強化、充実を図ることが期待でき、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木田稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。
- 当社は、木田稔氏の選任が承認され社外監査役に就任する場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とします。

- ② 責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。木田稔氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、コロナ禍を経た社会経済活動の平準化の歩みが進む一方、慢性的な人材不足に加え、グローバル・サプライチェーンの混乱や国際情勢不安とこれによる資源・エネルギー価格の高騰、物価や金利の上昇など、依然として国内景気の下押しリスクが懸念される状況が継続しました。

当社グループ（当社及び連結子会社）が属する市場においては、全産業でDX・デジタル化による企業変革、デジタル・データを利活用した新たなサービスの創造、業務効率化による生産性や収益性の向上などを目指す投資需要は非常に旺盛であり、これらテーマがICT市場の成長・拡大を牽引することが期待されています。

当社の主要顧客（社会インフラを支える企業や、日本のモノづくりを担う先進的なインダストリー企業等）においても、コロナ禍によって中断・延期していたICTシステムプロジェクトが続々と再開しているほか、DX・デジタル化、システム刷新／モダナイゼーション、カーボンニュートラル等をテーマとした新たなICTシステム投資も予定されており、当社への引き合いは増加しています。

このような環境下において、当社グループでは、中長期的な持続的成長を見据え、新・中期経営計画（2023年4月～2026年3月）の策定に取り組むとともに、「DX・デジタル化」「システム刷新／モダナイゼーション」「カーボンニュートラル」等のテーマで、事業拡大に向けた次の重点施策に取り組みました。

新たな価値の創造・提供への挑戦としては、日本初となるSIパートナー契約を締結した仏・シュナイダーエレクトリック社とは、製造業界やエネルギー業界向けDX・IoTサービスの拡大に注力しました（インダストリーDX、マイクログリッド・VPP、エネルギーマネジメント等）。

次に、ワシントンD.C.発のユニコーン企業 Mapbox Inc.とソフトバンク株式会社が共同出資するマップボックス・ジャパン合同会社と、地図を用いたDXの推進に向けてパートナー契約を締結しました。今後、当社が強みを有するエネルギーやインダストリー領域を足掛かりに幅広い業界へ展開し、3年後に100社への導入を目指すとともに、ソリューションパッケージなどの共同開発も行ってまいります。

さらに、株式会社データビークルと、同社が提供する「dataDiver（データダイバー）」と「dataFerry（データフェリー）」を活用した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の予防活動に関する「データ分析ソリューション」を共同で推進し、東京都に納入しました。今後、本ソリューションの機能拡充・アップデートに取り組み、パンデミックや激甚災害発生などに対応した「レジリエンス・ソリューション」としても展開を図ってまいります。

上記以外にも、複数の企業との新たなDX価値の共創に向けた協議を開始するなど、当社のエンジニアリングサービスやソリューションにおける新たな価値の創造に取り組んでおります。

競争優位の発揮としては、まず、中部地区での事業拡大と顧客リレーション強化を目的として、名古屋市に新オフィスの開設準備にあたりました（開設：2023年4月）。

次に、研究開発活動として、国立研究開発法人 産業技術総合研究所とともに「AIの品質ガイドライン」策定プロジェクト、及び「AIの品質評価プラットフォーム」開発プロジェクトに継続して取り組みました。

さらに、産学連携への取り組みとして、東京大学大学院との宇宙・衛星データ関連の共同研究に継続して取り組んだことに加え、新講座「実践宇宙データ活用」において、AI・IoT分野を中心に支援を行いました。加えて、立命館大学（IoTセキュリティや、次世代IoT機器向け、組み込み「マルチコア制御システム」）、慶應義塾大学（GIS：地理情報システム）や早稲田大学（EMS：エネルギー・マネジメント・システム）等との共同研究に継続して取り組みました。

これら研究開発活動の成果として、知的財産権の強化に注力しており、2023年3月末日現在、20件（前期比3件増）の特許を取得しております。今後も、技術の強化を図るとともに独自技術の特許化を推進してまいります。

変革と成長を支える多様な人材育成の取り組みとしては、新入社員研修（54名）のほか、「AIエンジニア」「DXコンサルタント」「データ・サイエンティスト」をはじめとしたDX人材教育に注力しました。加えて、品質力やプロジェクト・マネジメント力の強化として、プロジェクト管理の国際標準資格であるPMP（Project Management Professional）資格取得者の増員に継続して取り組みました。

企業価値向上に向けた取り組みとしては、「DX・デジタルのアドソル日進」ブランドの市場訴求に向け、当社グループのDXに関する取り組みやソリューションをご紹介する動画を作成・公開しました。

次に、デジタル技術による社会変革を踏まえ、DXを推進する準備が整った企業として、経済産業省より「DX認定事業者」に選定されました。

さらに、ベトナムでの海外オフショア開発やソリューションビジネスなどの推進に向け、日越外交の発展に向けた記念事業に賛同・協賛しました。（日越外交関係樹立50周年記念特設サイト：<https://japanvietnam50.org/>）

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、12,842百万円(前期は12,247百万円)と増収に転換しました。

利益面では「DX・デジタル／スマートシティのアドソル日進」ブランドの確立に向け、人材育成（新入社員：54名、DX・AI人材など）や、営業・コンサルティング体制の強化、研究・開発、社内システムのDX・デジタル化、エリア戦略（名古屋オフィス新設）等の戦略投資を推進した一方、収益性の向上に継続して取り組みました。

その結果、営業利益は1,210百万円（前期は1,088百万円）と増益に転換しました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

【社会インフラ事業】

エネルギー分野（電力・ガス）は、ガス関連では前期までの大型法的分離案件が終了しましたが、電力関連で新たに、次世代スマートメーターや再生可能エネルギーの活用など、対応テーマの拡大に注力しました。加えて、中部地区での対応強化に取り組みました。

交通・運輸分野（道路・鉄道、航空・宇宙等）では、航空関連で新たにキャリア向け新規案件を受注しプロジェクトがスタートしたことに加え、宇宙関連や道路関連で対応テーマの拡大に取り組みました。

公共分野（防災等）では、防災関連が拡大しました。

通信・ネットワーク分野（次世代通信5G等）では、5Gを中心とした基地局開発等に、継続して取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、7,203百万円(前期は7,348百万円)となりました。

【先進インダストリー事業】

制御システム分野（スマート・モビリティ、先進医療、産業機器等）では、スマート・モビリティ（先進EVや、自動運転等）や先進医療関連が計画通り推移しました。

基盤システム分野（キャッシュレス・決済・クレジットカードを中心としたペイメント・システムや、業務基盤システム関連）では、ペイメント関連や業務基盤関連（メーカーやシステムインテグレーター向けDX案件）が拡大しました。

ソリューション分野では、「GIS：地理情報システム」を中核に、エネルギーやインダストリー分野でのDX対応、グローバル企業とのアライアンスビジネスの拡大と新サービスの創造に注力しました。また、セキュリティ・ソリューション：LynxSECUREが公共領域で継続採用されました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、5,638百万円(前期は4,899百万円)となりました。

セグメント別売上高

事業	2022年3月期		2023年3月期		
	実績 (百万円)	構成比 (%)	実績 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
社会インフラ	7,348	60.0	7,203	56.1	△2.0
エネルギー	6,092	49.7	5,818	45.3	△4.5
交通・運輸	473	3.9	626	4.9	32.3
公共	141	1.2	288	2.2	104.5
通信・ネットワーク	641	5.2	470	3.7	△26.6
先進インダストリー	4,899	40.0	5,638	43.9	15.1
制御システム	1,437	11.7	1,471	11.4	2.4
基盤システム	2,849	23.3	3,527	27.5	23.8
ソリューション	612	5.0	639	5.0	4.4
全社合計	12,247	100.0	12,842	100.0	4.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、129百万円であります。

その主なものは、新基幹システムの導入に伴う無形固定資産の増加114百万円、名古屋オフィス設立に伴う建物附属設備等の増加9百万円、その他増加等です。

(3) 資金調達状況

運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3社と7億円のコミットメントライン契約を締結いたしました。

契約先及び契約日は次のとおりであります。

- ・株式会社みずほ銀行 2022年 9月 22日
- ・株式会社三菱UFJ銀行 2022年 9月 22日
- ・株式会社三井住友銀行 2022年10月28日

なお、当連結会計年度末において、本契約による借入実行残高はありません。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (2020年3月期)	第 46 期 (2021年3月期)	第 47 期 (2022年3月期)	第 48 期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	13,518,744	12,247,996	12,842,071
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	898,590	784,940	841,425
1 株当たり当期純利益 (円)	—	97.31	84.61	90.41
総 資 産 (千円)	—	8,141,762	8,069,620	9,338,082
純 資 産 (千円)	—	5,331,580	5,968,605	6,676,357
1 株当たり純資産額 (円)	—	563.64	629.52	703.97

(注) 1. 当社では、第46期より連結計算書類を作成しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第47期以降の各種数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (2020年3月期)	第 46 期 (2021年3月期)	第 47 期 (2022年3月期)	第 48 期 (2023年3月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	13,315,368	13,515,970	12,242,459	12,835,844
経 常 利 益 (千円)	1,236,517	1,340,182	1,105,904	1,237,364
当 期 純 利 益 (千円)	824,338	924,360	764,585	835,763
1 株当たり当期純利益 (円)	89.98	100.10	82.41	89.80
総 資 産 (千円)	7,613,996	8,107,625	8,074,442	9,328,840
純 資 産 (千円)	4,554,904	5,359,100	5,975,770	6,677,860
1 株当たり純資産額 (円)	482.40	566.62	630.29	704.13

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第47期以降の各種数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	議決権比率	事業内容
アドソル・アジア(株)	東京都港区	80,000千円	100%	アジア・アセアン圏でのICTシステムの開発、及びサービスの提供

(注) 1. 当社100%子会社の「Adsol-Nissin San Jose R&D Center,Inc.(アドソル日進サンノゼR&Dセンター)」は、総資産、売上高、当期純利益(持ち分に見合う額)及び利益剰余金(持ち分に見合う額)等は連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 当社には、特定完全子会社はありません。

4. 対処すべき課題

ICT市場では「DX・デジタル化による企業変革」「デジタル・データを利活用した新たなサービスの創出」「業務効率化を通じた生産性や収益性の向上」などが、中長期的な成長・拡大を牽引するテーマになると期待されています。当社の社会インフラ領域、先進インダストリー領域においても、これらテーマを中心に底堅いICT需要が見込まれます。

また、ICTテクノロジー(AI:人工知能、BI:データ分析・可視化、セキュリティ等)を活用した新サービスが次々に創造・提供され、その勢いは日々加速しています。

加えて、情報のデジタル化が急速に進展する中、サイバー攻撃の脅威は益々高まり、社会システム全体に加え、機密情報やデジタル・データの保護など、安全保障につながるセキュリティ対策・サイバー攻撃対策が重要課題となっており、その対策が急がれております。

このような中、当社は2024年3月期を初年度とする3か年の新・中期経営計画を策定し、「デジタル社会の“あした”をリードするイノベーションカンパニー」をスローガンに掲げ、成長戦略を推進しております。これまで培ってきた高度な技術力と最新のICTテクノロジーを活用した新たな成長の柱の確立、ICTシステムの早期利用を可能とする開発手法(アジャイル/ローコード/ノーコード等)を用いたシステム・インテグレーション・サービスの進化、AI・IoT、グローバル・アライアンス等を活かしたDXソリューションの創出・提供等に取り組んでまいります。

これら成長戦略を加速すべく、企業価値の源泉となる優秀な人材の確保、育成と社員のエンゲージメント向上に努め、さらには新たな価値を創出する研究開発（R&D）及び産学連携活動に継続的に取り組むことで、新・中期経営計画の達成と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

加えて、ガバナンス・コンプライアンスの充実を図るとともに、暮らしと社会の安心・安全と、快適で環境に配慮された持続可能な社会の実現（SDGsの達成）に貢献してまいります。

5. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は、電力分野に強みを有する独立系のシステム開発企業として、1976年の創業以来、暮らしと社会を支える社会インフラ・システムの提供に取り組み、今日のDX・IoTに不可欠な「監視」「通信」「制御」技術が強みとして事業基盤を拡充してまいりました。

事業面では、社会インフラ事業、先進インダストリー事業の2つの事業において、コンサルティングから設計、開発、保守に至る一貫したワンストップ・ソリューションを提供しております。

社会インフラ事業では、「エネルギー（電力・ガス）」「交通」「次世代通信」「公共・防災」「デジタル・サービス」など、暮らしや社会を支えるICTシステムを提供しております。

先進インダストリー事業では、日本の高度なモノづくりを担う企業（「モビリティ」「医療・ヘルスケア」「産業機器」）向けに、創業以来培ってきた「プロフェッショナル・テクノロジー」と、当社独自の革新的なキーテクノロジーを融合したValueソリューションを提供しております。

事業推進体制では、国内（4拠点）に、ベトナム（3拠点）を加えたグローバル分散開発体制を確立しており、海外オフショア開発を統括する100%子会社「アドソル・アジア株式会社」のほか、国内関連会社を含めた、「アドソル・グループ」を形成しております。

DXビジネスを加速させるため、DXソリューションの強化・拡充に加え、国内外の最先端企業とのアライアンス体制の構築や、AI研究所によるAI等の最新技術に関する調査・研究、米国サンノゼ・シリコンバレーの100%子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.（アドソル日進サンノゼR&Dセンタ）」における最先端のセキュリティ技術、また、各大学・研究機関との共同研究等に積極的に取り組んでおります。

人材育成面でも積極的な投資を行っております。

社員の保有資格数は一人当たり平均5資格以上であり、中でも、高品質なシステム・インテグレーション・サービスの提供に向けて取得を推奨しているPMP（Project Management Professional：プロジェクト管理の国際標準資格）は、社員技術者の4人に1人が保有しております。さらに、DXへの対応を強化するため、「DXコンサルタント」「データ・サイエンティスト」「AIエンジニア」等の育成にも注力しております。

6. 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

本社	東京都港区港南四丁目1番8号 リバーージュ品川
関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館
九州支社	福岡市博多区博多駅前三丁目30番23号 博多管絃ビル
仙台開発センタ	仙台市青葉区一番町一丁目2番25号 仙台NSビル

7. 使用人の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
603 (2) 名	11名増 (0)

(注) 使用人数は、就業員数としての正社員、契約社員及び特別雇用社員の合計であり、()内は臨時雇用者（派遣受入社員）を外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
599 (2) 名	10名増 (0)	38.8歳	11.9年

(注) 使用人数は、就業員数としての正社員、契約社員及び特別雇用社員の合計であり、()内は臨時雇用者（派遣受入社員）を外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 株式の状況 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 28,800,000株
2. 発行済株式の総数 9,390,189株
3. 単元株式数 100株
4. 株主数 6,722名

5. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,193,600株	12.8%
アドソル日進従業員持株会	705,000	7.6
日本プロセス株式会社	494,000	5.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託B口)	320,000	3.4
株式会社インテック	316,300	3.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	258,600	2.8
株式会社みずほ銀行	186,000	2.0
株式会社バリューHR	171,700	1.8
上田 富三	138,800	1.5
株式会社三菱UFJ銀行	138,000	1.5

(注) 持株比率は自己株式 (76,817株) を控除しております。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

7. その他株式に関する重要な事項

上記に記載いたしました事項以外に該当事項はありません。

Ⅲ 新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称 (発行決議日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	行使の 条件
第1回株式報酬型 新株予約権 (2015年6月25日)	2015年8月4日～ 2045年8月3日	11,387個	22,774株 (注) 1	取締役2名 (社外取締役除く)	(注) 2
第2回株式報酬型 新株予約権 (2016年6月29日)	2016年8月2日～ 2046年8月1日	9,024個	18,048株 (注) 1	取締役2名 (社外取締役除く)	(注) 2
第3回株式報酬型 新株予約権 (2017年6月28日)	2017年7月14日～ 2047年7月13日	9,043個	9,043株	取締役2名 (社外取締役除く)	(注) 2
第4回株式報酬型 新株予約権 (2018年6月27日)	2018年7月13日～ 2048年7月12日	8,458個	8,458株	取締役2名 (社外取締役除く)	(注) 2
第5回株式報酬型 新株予約権 (2019年6月26日)	2019年7月12日～ 2049年7月11日	15,689個	15,689株	取締役2名 (社外取締役除く)	(注) 2
第6回株式報酬型 新株予約権 (2020年6月24日)	2020年7月10日～ 2050年7月9日	11,319個	11,319株	取締役3名 (社外取締役除く)	(注) 2
第7回株式報酬型 新株予約権 (2021年6月24日)	2021年7月10日～ 2051年7月9日	10,324個	10,324株	取締役3名 (社外取締役除く)	(注) 2
第8回株式報酬型 新株予約権 (2022年6月28日)	2022年7月14日～ 2052年7月13日	15,434個	15,434株	取締役4名 (社外取締役除く)	(注) 2

(注) 1. 2016年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 当該新株予約権の行使条件は次のとおりです。

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、行使期間の最後の1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- ③ 新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、組織再編成行為時における新株予約権の取扱いの規定にしたがって新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間とする。
- ④ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

2. 当事業年度中に当社使用人・子会社役員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員 の 状況

1. 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 CEO	上 田 富 三	
代表取締役社長 兼 COO	篠 崎 俊 明	
常 務 取 締 役	大 西 元	
取 締 役	寺 村 知 万	
取 締 役	峰 野 博 史	静岡大学 大学院情報学領域 教授
取 締 役	坂 本 す が	東京医療保健大学 副学長
取 締 役	廣 田 耕 一	アルヒ(株) 特別顧問
取 締 役	高 見 澤 将 林	東京大学 公共政策大学院 客員教授
常 勤 監 査 役	後 関 和 浩	
監 査 役	大 滝 義 衛	
監 査 役	遠 藤 宏	

- (注) 1. 取締役峰野博史氏、取締役坂本すが氏、取締役廣田耕一氏及び取締役高見澤将林氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役後関和浩氏は、当社経理財務部門の責任者等を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役大滝義衛氏及び監査役遠藤宏氏は、社外監査役であります。
4. 監査役大滝義衛氏は、事業会社で監査役を歴任しており、幅広い経験と見識を有しております。
5. 監査役遠藤宏氏は、事業会社で取締役及び監査役を歴任しており、幅広い経験と見識を有しております。
6. 当社は、峰野博史氏、坂本すが氏、廣田耕一氏、高見澤将林氏、大滝義衛氏及び遠藤宏氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
後 関 和 浩	2022年6月28日	任期満了	取締役
田 中 耕 一	2022年6月28日	任期満了	常勤監査役
吉 成 外 史	2022年6月28日	任期満了	社外監査役、あかつき総合法律事務所 所長

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ① 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とします。
- ② 責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

当該保険契約では、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該報酬等の内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしています。

- (2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。
- (3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値を超過達成した場合に、その達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給します。
非金銭報酬等は、株式報酬とし、年間合計30,000株を上限に、新株予約権を役位、職責に応じて、毎年1回付与します。
- (4) 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、他社水準を考慮し、役位、職責に応じて決定します。
- (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役に一任することができ、委任を受けた代表取締役がその具体的内容について当該決定方針にしたがい最終決定します。
その権限の内容は、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬における新株予約権の個数の決定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、厳正に監視します。

6. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	232,625 (11,700)	144,814 (11,700)	70,000 (-)	17,811 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	19,404 (6,825)	19,404 (6,825)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	252,029 (18,525)	164,218 (18,525)	70,000 (-)	17,811 (-)	14 (7)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役4名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は各事業年度の営業利益としています。営業利益を業績指標に選択している理由は、利益水準に対する意識を高め、中期経営計画の目標達成に向けたインセンティブとして機能することを期待しているためであります。
当事業年度の営業利益は「損益計算書」のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であり、概要は「Ⅲ 新株予約権等の状況」の「1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要」に記載の「第8回株式報酬型新株予約権」のとおりであります。
5. 取締役の報酬限度総額は、2017年6月28日開催の第42回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役2名)であります。
また、別枠で、2015年6月25日開催の第40回定時株主総会において、ストックオプション報酬限度総額として年額60百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役2名)であります。
6. 監査役の報酬限度総額は、2001年6月27日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
7. 取締役会は、上記株主総会の決議の範囲内で、代表取締役会長兼CEO上田富三氏に対し、各取締役の基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬における新株予約権の個数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長兼CEOが最も適していると判断したためであります。なお委任を受けた内容のうち、業績連動報酬等の額については、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて決定しております。

(2) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2010年6月18日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

(3) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

7. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役峰野博史氏は、静岡大学大学院情報学領域の教授であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

取締役坂本すが氏は、東京医療保健大学の副学長であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

取締役廣田耕一氏は、アルヒ(株)の特別顧問であります。当社は、同社との間には特別な関係はありません。

取締役高見澤將林氏は、東京大学公共政策大学院の客員教授であります。当社は、同大学との間にて、共同研究を推進しておりますが、独立性に問題はないと考えております。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名 (就任日)	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 峰野博史 (2014年6月26日就任)	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。取締役会において、情報通信技術及びAI分野に関する研究者としての豊富な知識に基づき、客観的かつ専門的な視点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行い、特に情報通信技術の動向について重要な提言を行っております。
取締役 坂本すが (2018年6月27日就任)	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。取締役会において、医療、看護分野に関する有識者としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行い、特に医療分野の動向について重要な提言を行っております。
取締役 廣田耕一 (2019年6月26日就任)	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。取締役会において、情報セキュリティ分野に関する有識者としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行い、特に法制度や情報セキュリティ分野の動向について重要な提言を行っております。
取締役 高見澤将林 (2022年6月28日就任)	2022年6月28日就任以降に開催された取締役会11回のすべてに出席いたしました。取締役会において、外交、防衛分野に関する有識者としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行い、特に国際情勢や国の政策、情報セキュリティ分野の動向について重要な提言を行っております。
監査役 大滝義衛 (2017年6月28日就任)	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。当事業年度に開催された監査役会16回のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、IT業界における監査役としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 遠藤宏 (2022年6月28日就任)	2022年6月28日就任以降に開催された取締役会11回のすべてに出席いたしました。2022年6月28日就任以降に開催された監査役会11回のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、IT業界における取締役及び監査役としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、書面決議が5回ありました。

V 会計監査人の状況

1. 名称 太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、責任限定契約を締結していません。

VI 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営理念に『私たちは「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します』と掲げて、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。

利益還元方針としましては、持続的成長と企業価値向上のための積極的な戦略投資を図るとともに、業績に裏付けられた成果配分として、「配当性向35%以上」としております。

上記の方針に基づき、2023年3月期の配当金は、1株につき中間配当金18円をお支払いしております。

期末配当金は、20円を予定しております。

これにより、1株当たりの年間配当金は、「38円」（前期比+2円）となります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,244,129	流 動 負 債	1,945,784
現金及び預金	3,391,266	買掛金	554,665
売掛金	2,479,128	未払金	346,469
契約資産	96,955	未払費用	63,197
電子記録債権	44,160	未払法人税等	303,082
商品及び製品	764	未払消費税等	134,695
仕掛品	135,660	契約負債	27,486
原材料及び貯蔵品	6,409	預り金	109,268
前払費用	85,737	賞与引当金	394,639
その他	4,546	その他	12,280
貸倒引当金	△500	固 定 負 債	715,940
固 定 資 産	3,093,952	退職給付に係る負債	704,460
有形固定資産	611,843	その他	11,480
建物及び構築物	227,254	負 債 合 計	2,661,724
工具器具備品	13,419	純 資 産 の 部	
土地	371,169	株 主 資 本	6,049,064
無形固定資産	534,247	資本金	571,538
ソフトウェア	230,462	資本剰余金	433,303
販売権	303,211	利益剰余金	5,085,834
その他	573	自己株式	△41,612
投資その他の資産	1,947,861	その他の包括利益累計額	507,303
投資有価証券	1,508,809	その他有価証券評価差額金	507,303
繰延税金資産	165,947	新 株 予 約 権	119,990
敷金及び保証金	189,009		
保険積立金	52,707		
その他	31,387		
資 産 合 計	9,338,082	純 資 産 合 計	6,676,357
		負 債 純 資 産 合 計	9,338,082

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		12,842,071
売上原価		9,477,215
売上総利益		3,364,856
販売費及び一般管理費		2,154,322
営業利益		1,210,533
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	33,429	
保険取扱手数料	802	
雑収入	1,278	35,524
営業外費用		
コミットメントフィー	1,398	
為替差損	81	
雑損	438	1,918
経常利益		1,244,139
特別損失		
固定資産除却損	3,327	3,327
税金等調整前当期純利益		1,240,812
法人税、住民税及び事業税	422,330	
法人税等調整額	△22,944	399,386
当期純利益		841,425
親会社株主に帰属する当期純利益		841,425

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,154,888	流 動 負 債	1,935,040
現金及び預金	3,298,095	買掛金	548,833
電子記録債権	44,160	未払金	362,101
売掛金	2,477,626	未払費用	63,197
契約資産	96,955	未払法人税等	302,992
製品	764	未払消費税等	116,829
材料	5,651	契約負債	26,254
仕掛品	135,660	預り金	107,912
貯蔵品	757	賞与引当金	394,639
前払費用	85,554	その他の	12,280
その他の	10,161	固 定 負 債	715,940
貸倒引当金	△500	退職給付引当金	704,460
		その他の	11,480
固 定 資 産	3,173,952	負 債 合 計	2,650,980
有 形 固 定 資 産	611,843	純 資 産 の 部	
建物	227,254	株 主 資 本	6,050,566
工具器具備品	13,419	資本金	571,538
土地	371,169	資本剰余金	433,303
無 形 固 定 資 産	534,247	資本準備金	276,537
ソフトウェア	230,462	その他資本剰余金	156,765
販売権	303,211	利 益 剰 余 金	5,087,337
その他	573	利益準備金	39,000
		その他利益剰余金	5,048,337
投資その他の資産	2,027,861	別途積立金	3,217,000
投資有価証券	1,383,843	繰越利益剰余金	1,831,337
関係会社株式	204,966	自 己 株 式	△41,612
繰延税金資産	165,947	評 価 ・ 換 算 差 額 等	507,303
敷金及び保証金	189,009	その他有価証券評価差額金	507,303
保険積立金	52,707	新 株 予 約 権	119,990
その他	31,387	純 資 産 合 計	6,677,860
資 産 合 計	9,328,840	負 債 純 資 産 合 計	9,328,840

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,835,844
売上原価	9,466,151
売上総利益	3,369,693
販売費及び一般管理費	2,165,933
営業利益	1,203,759
営業外収益	
受取利息	13
受取配当金	33,429
保険取扱手数料	802
雑収入	1,278
営業外費用	
コミットメントフィー	1,398
為替差損	81
雑損	438
経常利益	1,237,364
特別損失	
固定資産除却損	3,327
税引前当期純利益	1,234,036
法人税、住民税及び事業税	421,217
法人税等調整額	△22,944
当期純利益	835,763

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

アドソル日進株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土 居 一 彦 印
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 輪 大 資 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アドソル日進株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アドソル日進株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

アドソル日進株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土 居 一 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花 輪 大 資 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アドソル日進株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等にしたいが、取締役、監査室（内部監査組織）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

アドソル日進株式会社 監査役会

常勤監査役 後 関 和 浩 ⑩

社外監査役 大 滝 義 衛 ⑩

社外監査役 遠 藤 宏 ⑩

以 上

アドソル日進グループ 拠点一覧

★:提携先



サステナビリティ

アドソル日進の

「持続可能な社会」の実現に向けた取り組み



当社は「暮らしと社会を守る」社会インフラと「日本のモノづくり」を支えるICTシステムの提供を通じ、SDGs達成に向けた取り組みを続けております。

今後も「デジタル社会の“あした”をリードするイノベーションカンパニー」として、持続可能（サステナブル）な社会の実現を目指してまいります。

<https://www.adniss.jp/esg/>

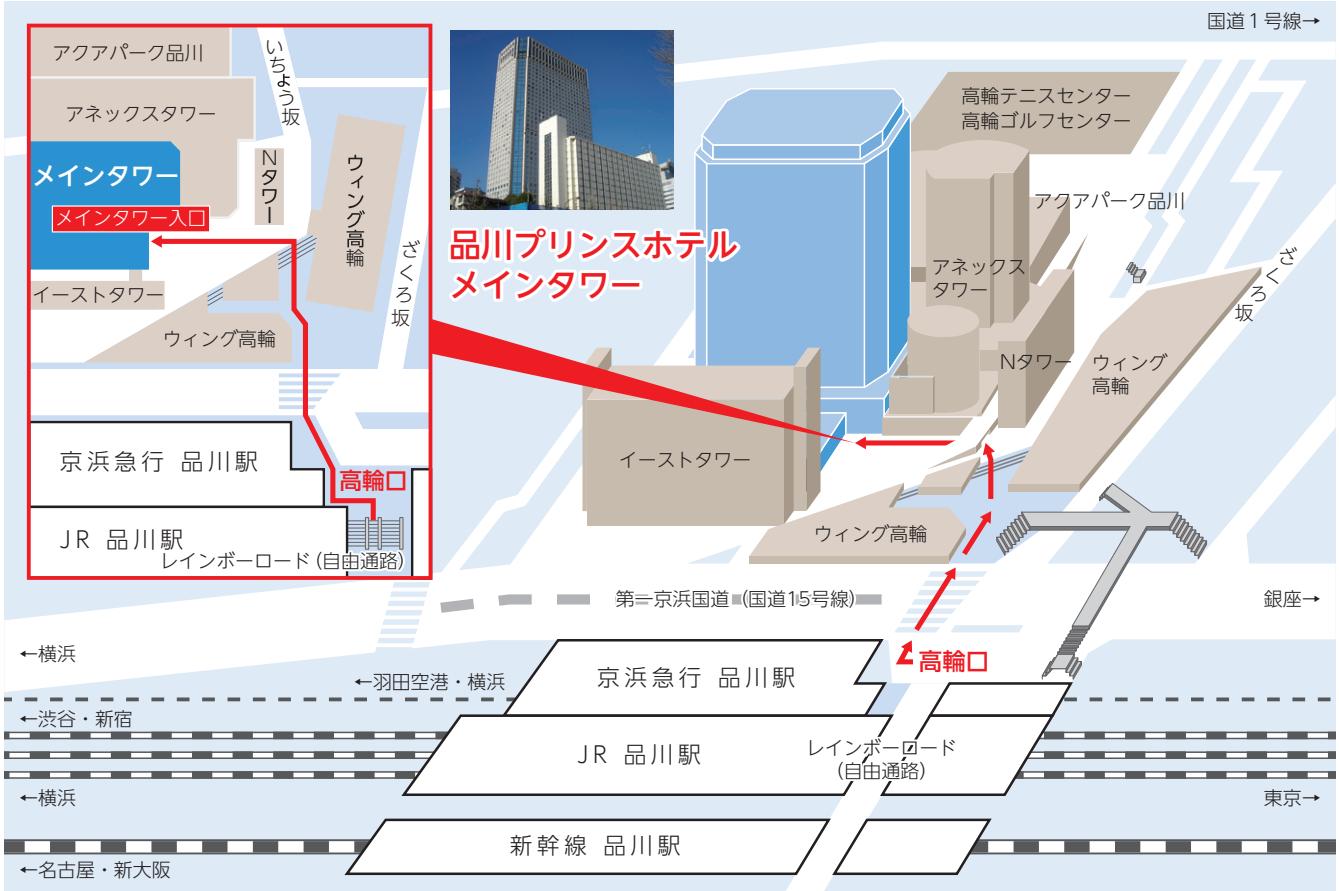
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー企業（電力・ガス）のICTシステム開発 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学・研究機関との共同研究開発 ● AI研究所での研究開発 ● 独自技術の特許取得
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害対応（レジリエンス）関連ソリューション 	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● テレワークソリューション [セキュア・ラップトップ]
<p>3 持続可能な成長と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機器・検査機器・電子カルテ・地域医療に関わるICTシステム開発 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン教育プラットフォーム [StudyArts]

株主総会会場ご案内図

会場

品川プリンスホテル メインタワー 28階 会議室

東京都港区高輪四丁目10番30号 電話 03-3440-1111



交通手段のご案内

JR

京浜急行 品川駅 (高輪口) 徒歩2分